平成２３年（フ）第２１５９号
横浜市港北区新横浜１丁目19番地10　ＦＩＳ新横浜寮206
債務者　大野　　勇
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８０号
横浜市瀬谷区本郷１丁目24番地１　シャモニー吉川202
債務者　原田　和彦
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４０５号
横浜市南区浦舟町１丁目16番地１　パーク・ノヴァ横浜阪東橋404号
債務者　大杉　幸洋
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０８号
静岡市葵区大岩１丁目８番36号　メゾン・ドゥベール205号
債務者　髙野　照美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１２号
静岡市清水区有東坂２丁目273番地の１　レジデンスＳＡＴＯ―Ⅰ―201号
債務者　大石　直輝
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２７号
静岡市清水区千歳町５番１号　新清水ハイツ908号
債務者　佐野　進一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４５号
静岡県島田市金谷南町2237番地の１、旧住所静岡県焼津市藤守2779番地の５
債務者　松﨑　泰石
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８３号
静岡市葵区北安東５丁目32番４号
債務者　大山由利子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０１８号
東京都青梅市河辺町５丁目15番地の８
債務者　小山　正男
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１６７号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎347番地50
債務者　鷲見　光子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０６４号
東京都昭島市宮沢町３丁目12番39―103号
債務者　中田　良一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０５号
沖縄県沖縄市中央３丁目９番13号　喜屋武アパート202号
債務者　宮城　一彦
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０６０号
東京都町田市金井町3133番地藤の台団地３―22―405
債務者　小浦　真輝
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９９２号
東京都町田市根岸町10番地グリーンヒルズ201
債務者　古屋雄一郎
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０４７号
東京都昭島市中神町２丁目34番10号
債務者　清水　　満
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部